

大阪市水道局広告掲載基準 第3条(2)・(13)・(16)にかかる申請書

年 月 日

大阪市水道局長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

大阪市水道局広告掲載基準 第3条	該当なし
(2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業	
(13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者	
(16) 本市の水道料金・下水道使用料を滞納している者	

※ 該当なしであれば○を記入してください。